

第 7 期障がい福祉計画及び

第 3 期障がい児福祉計画

【令和 6 (2024)～8(2026)年度】

令和 6 年 3 月

延 岡 市

目次

第1章 計画の概要 1

1. 背景
2. 基本理念
3. 目的
4. 計画の位置付け
5. 計画期間
6. 達成状況の点検及び評価

第2章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の評価 4

1. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
2. 相談支援の提供体制の充実・強化等
3. 障がい児支援の提供体制の整備等

第3章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の推進目標 . . 11

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援の提供体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第4章 計画実施のための障害福祉サービス等の必要な量の見込み . . . 20

1. 訪問系サービス
2. 日中活動系サービス
3. 居住系サービス
4. 相談支援
5. 障害児通所支援・障害児相談支援等

第5章 計画実施のための地域生活支援事業等の必要な量の見込み ・ ・ ・ 38

1. 地域活動支援センター事業
2. 成年後見制度利用事業
3. 日常生活用具給付等事業
4. 盲人ホーム管理事業
5. 移動支援事業
6. 身体障がい者訪問入浴サービス事業
7. 日中一時支援事業
8. 意思疎通支援事業
9. 社会参加促進事業

第6章 関連施策と本市の取組 ・ ・ ・ ・ ・ 47

1. 障がい者等に対する虐待の防止
2. 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
3. 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
4. 障がいを理由とする差別の解消の推進
5. 障害福祉サービス等及び障がい児支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実
6. 連携体制の構築
7. 「障がい者雇用倍増」への取組
8. 「親なき後等の問題」への対応に向けた取組
9. 人材育成の確保に向けた取組

参考資料 ・ ・ ・ ・ ・ 54

1. 障害福祉サービス等の体系図
2. 用語解説
3. 計画策定の経過
4. 延岡市障がい者プラン懇話会規則
5. 延岡市障がい者プラン懇話会委員名簿

◎ 「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。

《 具体的な表記例 》

- 「障がい者」… 障がいのある人のうち、18歳以上である者が対象の場合
「障がい児」… 障がいのある人のうち、18歳未満である者が対象の場合
「障がいのある人」… 障がい児・者どちらも対象の場合

第1章 計画の概要

1. 背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中、障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴い、障害福祉サービスに求められているニーズや課題は、複雑かつ多様になっており、障がいのある人々が、地域で安心して生活できるよう、市町村に求められる役割も重要になっております。

本市においては、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が施行されて以降、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みである市町村障がい福祉計画について、これまで障がい福祉計画を 6 期、障がい児福祉計画を 2 期にわたって策定し、事業の実施に取り組んできたところです。

この間、平成 30 年度に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下、「障害者総合支援法等一部改正法」という。）が施行され、「障害者の望む地域生活の支援」、「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を行っていくことが求められています。また、令和 2 年度には、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を構築するための支援を示した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。令和 3 年度には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正があり、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となり、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要とされました。

そのような中で、国が令和 5 年度に策定した「第 5 次障害者基本計画」では、共生社会の実現に向け、障がい者本人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障がい者施策の基本的な方向が示されました。障がい福祉分野では障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行が令和 6 年 4 月に予定されており、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれています。

このような背景の中、「第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、これまでの市の取組及び目標値を検証するとともに、国や県の動向、障がい者のニーズ等を踏まえたうえで計画を見直し、新たに「第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 基本理念

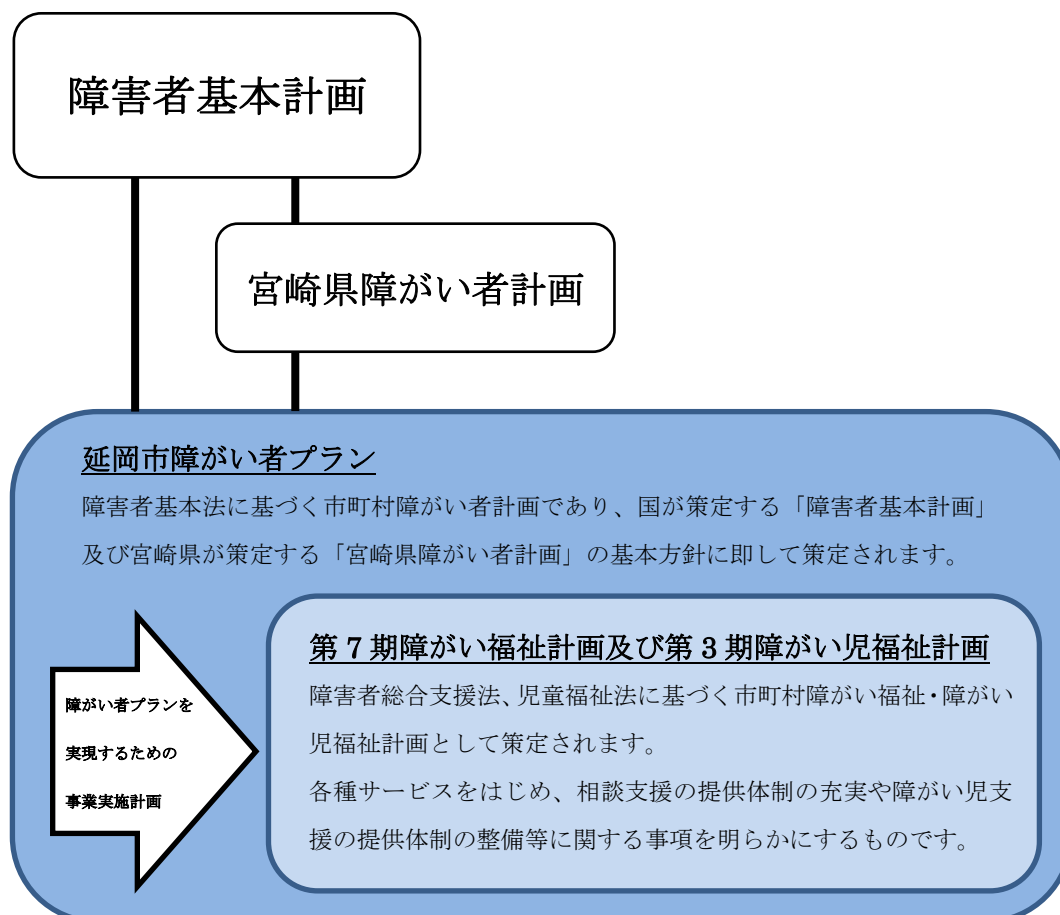
本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、令和2年3月に策定した「延岡市障がい者プラン」の基本理念を踏まえ、第3期から第6期障がい福祉計画及び第1期から第2期障がい児福祉計画に掲げた『共に支えあうあたたかなまちづくり』を基本理念として引き継ぎ、計画の推進を図ります。

また、誰もが安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを目指し、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加を促進するための施策の推進を図ります。

3. 目的

本計画では、「延岡市障がい者プラン」に対する実施計画である第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（令和3年度から令和5年度）の実績と今後の課題を踏まえ、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な量を見込むことで、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制の整備につなげることを目的とします。

4. 計画の位置付け



5. 計画期間

計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。

なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化によって、必要に応じて適宜、見直しを行います。

6. 達成状況の点検及び評価

計画に定める事項について、必要に応じて計画の進捗状況などについて延岡市障がい者プラン懇話会に報告し、意見を求め、施策の見直しを行うなどをして、PDCA サイクルを確実に行之、計画の着実な推進を目指します。

第2章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の評価

1. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

(1) グループホーム（共同生活援助）等の充実

① グループホーム

地域における居住の場としてグループホームの充実を図ることを目標として掲げており、令和5年度末のグループホーム数、利用者数の目標値をそれぞれ35か所、182人としていました。

令和4年度末時点では、市内にグループホーム数は35か所、利用者数が166人となっています。また、令和5年度に新たに1か所開設されており、障がい者の地域移行を進めていくため、今後とも関係機関等と協議・連携しながら、サービス提供体制の拡充を図っていく必要があります。

② 施設入所支援

施設から地域への移行の促進を図ることで、令和5年度末の施設入所者数を220人に減少させることを目標としていましたが、利用実績は令和2年215人、令和3年206人、令和4年198人となり、目標値を上回る結果となりました。

今後とも、地域生活への移行が可能な障がい者について積極的な移行を推進するため、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等を行っていく必要があります。

③ 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援については、令和5年度末の利用者数を8人としていましたが、令和4年度末までの利用者数は3人であり、目標値を下回りました。地域定着支援についても、令和5年度末の利用者数を5人としていましたが、令和2年度及び令和3年度の利用者数は0人、令和4年度に3人であり、目標値を下回りました。

障がい者が安心して地域生活を送れる環境を整備するためには、地域移行支援・地域定着支援の活用や、地域で共に暮らす障がい者の理解の促進を図る必要があります。

今後は、本市における地域移行支援や地域定着支援の現状を踏まえ、基幹相談支援センターを中心に、利用促進に向けた課題共有や分析を行い、サービス提供事業所及び関係機関等とサービスの利用促進に向けた協議・連携等を行っていく必要があります。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」については、令和３年３月に基幹相談支援センターを３か所設置することで、地域生活支援拠点等の機能のうち、「相談（地域移行、親元からの自立等）」「専門性（人材の確保・養成、連携等）」を整備しました。

その他の機能については、令和５年度末までの整備を目標とする中で、未整備ではあるものの、令和４年４月より、延岡市障がい者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）内の臨時部会として、地域生活支援拠点等の整備に関するプロジェクトチームを設置し、検討・協議を進めています。

今後の整備方針については、自立支援協議会やサービスの提供が可能な事業所等との協議や本市の現状を踏まえ、本計画の中で定めていきます。

2. 相談支援の提供体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化等

平成 24 年から障害福祉サービスを利用する全ての人を対象にサービス等利用計画の作成が義務づけられています。特定相談支援事業者については、令和 4 年度末時点で、16 か所の事業所を指定しています。

また、令和 3 年 3 月より、基幹相談支援センターを 3 か所設置し、障害福祉サービスの利用の有無を問わない総合的・専門的な相談支援を実施しています。

相談支援においては、障がいの種別を超え、ライフステージに対応したあらゆる分野の相談に応じていくことが求められています。相談支援の提供体制の充実・強化等にあたっては、基幹相談支援センターによる特定相談支援事業者への訪問等による助言・指導及び研修会の開催などにおいて、人材育成の支援や相談支援体制の連携強化等を実施しました。

今後とも、基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域の関係機関等と連携しながら、相談支援の質の向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(2) 協議会の充実・強化

本市においては、障がいのある人への支援体制の整備を図るため、自立支援協議会の中で共有化された地域の課題解決に向け、自立支援協議会の下に、相談支援部会、暮らし支援部会、こども支援部会及び就労支援部会を設置し、具体的な事案等について協議を行っています。

また、令和 5 年度より、上記 4 つの専門部会に加え、地域移行支援部会、重心・医療ケア支援部会を新設し、より専門的な地域課題に対応した検討・協議を進めています。

第 6 期障がい福祉計画での代表的な取組としては、災害時の支援体制や障がい者虐待に関するアンケートの実施、事例検討会の開催、就労支援アンテナショップ（ご延 DE マルシェ）の開催、人権啓発に関する標語作品の募集・掲示、相談支援体制のあり方についての協議・報告等を実施しました。

今後とも、自立支援協議会や各部会において、地域課題の共有や関係機関の連携を図り、障がい者が自立した生活をするために必要な支援体制の整備に向けた協議を進めていく必要があります。

(3) サービスの質の向上を図るための体制の構築

障害福祉サービスの多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。利用者が真に求めるサービス等の提供が行われるためには、サービスの質の向上が欠かせません。

障害福祉サービス事業者等に向けた各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる障害福祉サービス報酬の審査結果の分析・共有等、また指導監査結果の関係市町村との共有により、障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。

3. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては令和4年度末時点で2か所、また保育所等訪問支援については2か所の事業所がサービスを提供できる状況にあります。児童発達支援センターは、その専門性を活かし、こども家庭サポートセンターや基幹相談支援センターと連携を図りながら、地域全体で障がい児やその家族に提供する支援の質を高め、障がい児の支援体制の強化を図ります。

(2) 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築

難聴児支援にあたっては、ライフステージに沿って関係者間のスムーズな連携や関与が重要です。各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）などの連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取り組みを進めることとされています。

また、宮崎県では、令和5年度から新生児聴覚検査療育体制連携強化事業関係機関連絡会議を開催するなど取組を進めております。今後とも、県の体制に協調して支援を行えるように、保健医療、保育、教育等との連携体制の構築に努めます。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援については令和4年度末時点で1か所、また放課後等デイサービスについては2か所の事業所がサービスを提供できる状況です。また、1か所の事業所が重度心身障がい児利用の放課後等デイサービスを計画しております。しかし、受け入れ可能な定員や施設の整備体制等の課題もあるため、今後もニーズに合う十分な支援が行き届くよう、支援体制の充実を図ります。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

近年医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。そのため、医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができ、またその家族を地域で支えられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場として、延岡市医療的ケア児等連絡会を平成30年度に設置しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響から開催中止となっていましたが、令和5年2月に開催し、医師による講演や意見交換等を実施しました。

また、令和5年度より、自立支援協議会の専門部会に重心・医ケア支援部会を新設、医療的ケア児等コーディネーターの3名配置を行いました。今後とも、地域課題の抽出や更なる支援体制の拡充に向けて、関係機関との連携に努めます。

○訪問系サービス

種類	第6期目標値	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	5,772 時間	5,349 時間	5,261 時間	5,339 時間
	267 人	197 人	194 人	203 人

○日中活動系サービス

種類	第6期目標値	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
生活介護	9,129 人日分	8,499 人日分	8,498 人日分	8,274 人日分
	504 人	432 人	430 人	424 人
自立訓練（機能訓練）	92 人日分	21 人日分	24 人日分	0 人日分
	4 人	1 人	1 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	232 人日分	186 人日分	111 人日分	134 人日分
	16 人	12 人	7 人	10 人
就労移行支援	493 人日分	591 人日分	439 人日分	485 人日分
	28 人	33 人	25 人	27 人
就労継続支援A型	1,482 人日分	786 人日分	838 人日分	915 人日分
	76 人	42 人	43 人	46 人
就労継続支援B型	7,893 人日分	5,390 人日分	5,831 人日分	6,057 人日分
	451 人	305 人	329 人	351 人
就労定着支援	13 人	5 人	3 人	4 人
療養介護	26 人	24 人	24 人	23 人
短期入所（福祉型）	504 人日分	382 人日分	277 人日分	442 人日分
	72 人	50 人	38 人	59 人
短期入所（医療型）	10 人日分	0 人日分	12 人日分	9 人日分
	2 人	0 人	4 人	3 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

○居住系サービス

種類	第 6 期目標値	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
自立生活援助	11 人	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	182 人	145 人	165 人	168 人
施設入所支援	220 人	215 人	206 人	198 人

○相談支援

種類	第 6 期目標値	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
計画相談支援	334 人	336 人	351 人	361 人
地域移行支援	8 人	0 人	0 人	3 人
地域定着支援	5 人	1 人	0 人	1 人

○障害児通所支援・障害児相談支援等

種類	第 6 期目標値	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
児童発達支援	1,744 人日分	1,805 人日分	1,820 人日分	1,739 人日分
	109 人	106 人	112 人	109 人
放課後等デイサービス	4,496 人日分	3,756 人日分	3,964 人日分	4,262 人日分
	281 人	239 人	251 人	276 人
保育所等訪問支援	12 人日分	4 人日分	3 人日分	4 人日分
	6 人	3 人	3 人	4 人
障害児相談支援	148 人	114 人	129 人	156 人
コーディネーターの 配置	6 人	0 人	0 人	0 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1 人 1 月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

○地域生活支援事業等

種類		第 6 期目標 値	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
地域活動支援センターⅠ 型事業	実利用者数	204 人	189 人	153 人	147 人
	延利用者数	9,289 人	8,486 人	7,609 人	6,251 人
	相談件数	2,623 件	3,409 件	3,101 件	2,405 件
地域活動支援センターⅢ 型事業	実利用者数	31 人	31 人	29 人	30 人
	延利用者数	－ 人	341 人	346 人	337 人
成年後見制度利用事業	申立て件数	8 件	2 件	1 件	7 件
	報酬助成	15 件	12 件	13 件	14 件
日常生活用具給付等事業	給付件数	2,884 件	3,032 件	2,924 件	2,988 件
盲人ホーム管理事業	実利用者数	4 人	3 人	3 人	3 人
	延利用者数	400 人	111 人	165 人	116 人
障がい者等移動支援事業	延利用時間	3,336 時間	2,455 時間	2,750 時間	2,428 時間
	実利用者数	32 人	28 人	31 人	29 人
	延利用者数	296 人	211 人	290 人	269 人
身体障がい者訪問入浴サ ービス事業	実利用者数	4 人	4 人	6 人	6 人
	延利用者数	576 人	541 人	686 人	628 人
日中一時支援事業	実利用者数	232 人	224 人	234 人	243 人
	延利用者数	1,280 人	1,456 人	1,466 人	1,459 人
手話奉仕員派遣事業、 要約筆記奉仕員派遣事業	延利用時間	723 時間	739 時間	562 時間	500 時間
	実利用者数	37 人	24 人	20 人	27 人
	延利用者数	249 人	239 人	204 人	279 人
障がい者コミュニケーション 手段理解促進事業	延利用時間	300 時間	101.5 時間	175 時間	284 時間
	利用回数	200 回	39 回	58 回	87 回
手話奉仕員養成事業	認定者数	30 人	35 人	35 人	21 人
	参加者数	49 人	17 人	16 人	30 人
点字・声の広報発行事業	発行部数	700 件	140 件	3,471 件	1,028 件
点訳・音訳奉仕員養成研 修	点訳認定者	12 人	3 人	3 人	6 人
	参加者数	12 人	4 人	4 人	13 人
	朗読認定者	16 人	9 人	4 人	5 人
	参加者数	16 人	11 人	11 人	5 人
重度身体障がい者移動支 援事業	延時間数	602 時間	355 時間	208 時間	180 時間
	実利用者数	33 人	25 人	18 人	14 人
	延利用者数	188 人	117 人	63 人	60 人

第 3 章 第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の推進 目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、令和 8(2026)年度末における地域生活へ移行する者の目標値について、令和 4(2022)年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行すること、また、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 5%以上を削減することを基本としています。

本市においては、これまでの実績及び市内サービス提供事業所の利用状況等を勘案し、目標値を設定します。

目標達成に当たっては、必要な意思決定支援のもと、入所施設や病院から地域生活への移行に向け、支援を行う事業者等と連携を図りながら、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等、障がい福祉サービスの適正な支給を図っていくとともに、居住の場であるグループホームの整備促進を図ります。

さらに、障がいのある人の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制の確保や地域交流機会の確保、地域で生活する障がいのある人に対する支援等についても関係機関と検討し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めます。

項目	数値
令和 4(2022)年度末時点の施設入所者数	198 人
令和 8(2026)年度末の施設入所者数（目標値）	188 人
施設入所者の地域生活への移行者数	12 人 6 %
施設入所者の削減数	10 人 5 %

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活できる社会の実現に向けて、地域における居住環境及び生活環境の一層の整備や、社会参加を促進するための支援を行うこと等が求められています。特に、長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域における精神保健福祉及び医療の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していく必要があります。

そのため、本市においては、令和5年度より自立支援協議会の専門部会に地域移行支援部会を新設しました。延岡保健所が設置している「延岡地域精神障がい者地域移行支援協議会」と情報共有を行いながら、住まいの確保支援やピアサポートの活用等の課題解決に向けた取組の推進に努めます。

今後とも、地域移行支援や地域定着支援など、精神障がい者が地域に移行するために必要な支援を行う事業者等の資質向上及び育成のための研修や医療機関等との連携を行うことで、精神障がい者が地域の一員として、生活するための地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

また、国の指針にて、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援についても地域の支援体制の構築が求められており、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者についても、子育て・介護・生活困窮等の包括的な支援が確保できるよう、なんでも総合相談センター等の庁内の関係部署及び基幹相談支援センター、延岡保健所等の地域の関係機関とともに体制整備に努めていきます。

	第7期目標		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	52人	52人	52人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

3. 地域生活支援の充実

障がいのある人やその家族が安全・安心を感じながら希望を持って地域で暮らすことを実現するために、地域生活支援拠点等の整備が求められています。令和3年度に実施した「親なき後の暮らし支援策のあり方に関する調査研究」では、基本となる5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ、④専門性、⑤地域の体制づくり）に加え、独自機能として「就労支援」「医療」についての必要性も示されました。

本市においては、基幹相談支援センターを3か所設置することで、①相談、④専門性の2つの機能を「面的整備型」で整備しており、自立支援協議会を活用して、支援の実績等の運用状況に関する検証及び検討を実施しています。その他の機能については、自立支援協議会の臨時部会であるプロジェクトチームを中心に、地域の実情や強度行動障がい等を有する者等の特性に応じた支援ニーズの把握を行い、支援体制の構築に向けて検討・協議を進めていきます。

またその一方では、多様な声に応え、安心できる生活を支えるためには、拠点整備は多機能化していく必要があります。令和4年度から実施している「障がい児・者総合支援拠点整備検討事業」では、『「衣・医・食・職・住」ごちゃまぜでつながる安心創造拠点』をコンセプトに掲げ、「多機能拠点型」についても整備可能性の検討に取り組んでいます。

今後とも、様々な視点から拠点整備の具体化に向けた検討を進め、機能の充実を図るため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築など、引き続き段階的な整備を目指します。

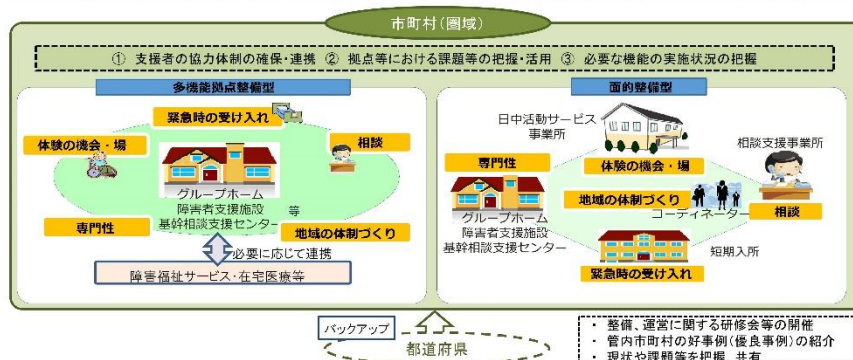
	第7期目標		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



※厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課作成の「行政説明資料～地域生活支援拠点等について～（平成28年12月12日）」より抜粋

4. 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の経済的自立に向け、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援を行う事業）を通じて、障がい者が一般就労へ移行することや就労移行後の職場への定着を促進しています。

国の基本指針においては、令和 8(2026)年度中に一般就労に移行する者の目標値について、令和 3(2021)年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本としています。併せて、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型に係る移行者の目標値を、それぞれ、令和 8(2026)年度中に令和 3(2021)年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上としています。

また、就労移行支援事業所の 5 割以上が、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合を 5 割以上とすることを基本としています。

さらに、就労定着支援の利用者数については、令和 8(2026)年度中に令和 3(2021)年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本としています。併せて、就労定着支援事業所の 2 割 5 分以上が、令和 8(2026)年度中に就労定着支援事業利用終了後の就労定着率を 7 割以上としています。

そのため、本市においては、移行実績や市内サービス提供事業所の利用状況等を勘案し、一般就労への移行者数についての目標値を設定します。

目標達成にあたっては、自立支援協議会の就労支援部会等を中心とした地域の就労支援ネットワークの連携強化や令和 2 年度に「株式会社 カラフィス」と連携協定を締結した、テレワークによる障がい者の在宅雇用の推進を図るなど、雇用・福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数 値
令和 3(2021)年度の一般就労への移行者数	12 人
令和 8(2026)年度の一般就労への移行者数（目標値）	17 人 1.28 倍以上

(2) 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項 目	数 値
令和 3(2021)年度の一般就労への移行者数	8 人
令和 8(2026)年度の一般就労への移行者数（目標値）	11 人 1.31 倍以上

(3) 就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数

項 目	数 値
令和 3(2021)年度の一般就労への移行者数	1 人
令和 8(2026)年度の一般就労への移行者数（目標値）	2 人
	1.29 倍以上

(4) 就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数

項 目	数 値
令和 3(2021)年度の一般就労への移行者数	3 人
令和 8(2026)年度の一般就労への移行者数（目標値）	4 人
	1.28 倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値
令和 3(2021)年末時点の就労定着支援の利用者数	3 人
令和 8(2026)年度時点の就労定着支援の利用者数（目標値）	12 人
	1.41 倍以上

(6) 就労移行率が 5 割以上の就労移行支援事業所数

項 目	数 値
令和 8(2026)年度の就労定着支援事業による職場定着率（目標値）	5 割以上

(7) 就労定着支援事業が 7 割以上の就労定着支援事業所の職場定着率

項 目	数 値
令和 8(2026)年度の就労定着支援事業による職場定着率（目標値）	2 割 5 分以上

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針においては、令和 8 年度末までに児童発達支援センターを 1 か所以上設置することを基本としています。

本市においては、令和 4 年度末時点で 2 か所、また保育所等訪問支援については 2 か所の事業所がサービスを提供できる状況にあります。重層的な地域支援体制の構築に向けて、ライフステージに寄り添った支援を適切に行うことや、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の充実に努めます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針においては、令和 8 年度末までに児童発達支援センターを主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、それぞれ、1 か所以上設置することを基本としています。

本市においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援については令和 4 年度末時点で 1 か所、また放課後等デイサービスについては 2 か所の事業所がサービスを提供できる状況です。しかし、支援体制を充実させるためには、サービス提供体制の拡充を図っていく必要があります。自立支援協議会のこども支援部会、重心・医ケア部会を中心に、利用者のニーズを把握し、事業所の確保等に向けた検討・協議を行います。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が令和 3 年 6 月に施行されました。

また、この法律に基づく相談機関として、宮崎県が令和 4 年 7 月に「医療的ケア児支援センター」を開設しました。

本市においては、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等から構成する「延岡市医療的ケア児等連絡会」を設置しており、引き続き各分野との意見交換や情報共有を行っていきます。

さらに、医療的ケア児支援センター等と連携を図りながら、地域の支援体制構築や医療的ケア児等コーディネーターの活発な活動に向けて取り組みます。

6. 相談支援の提供体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置

国の指針において、各市町村に総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりを担う基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。

本市では、令和3年3月から、延岡市基幹相談支援センターを市内3箇所（北部、西部、南部）に設置し、障がいのある人やその家族、地域住民などの障がいに関する様々な相談を支援する地域に密着した相談窓口となっています。

相談支援や地域移行支援のほか、障がいのある人の権利擁護、差別解消等に関する相談を障がい者本人や家族、各関係機関の相談員などから受け付けて、相談内容に応じて専門的な相談機関の紹介、必要に応じて各関係機関と連携して対応するなど様々なネットワークづくりを推進しています。

また、地域の相談支援事業所に対して、定期的な訪問やエリア懇談会の実施、相談支援専門員の相談に応じ、専門的な助言・指導や同行訪問を行うなど、人材育成に向けた後方支援も行っています。

今後も、基幹相談支援センターの運用について自立支援協議会などで検証していくとともに、各関係機関と連携し、指定特定相談支援事業者等の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保していけるよう努めます。

さらに、医療・介護・福祉や子育て・教育の分野をはじめとして、市民からの様々な相談にワンストップで対応する「なんでも総合相談センター」を中核とした、切れ目のない市民に寄り添った支援を行う重層的支援体制の整備に取り組めます。

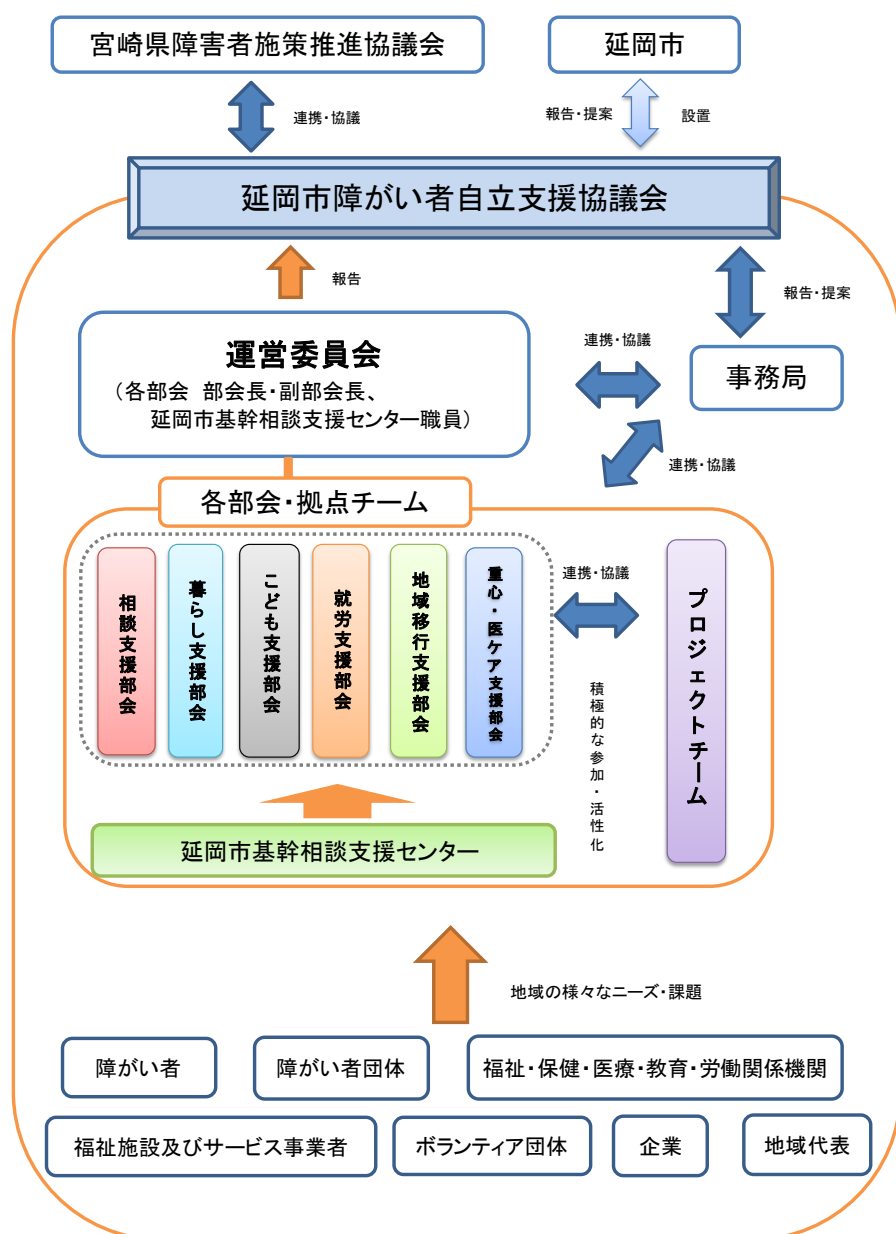
	第7期目標		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターにおける 主任相談支援専門員の配置数	2人	3人	3人
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援事業所への訪問による 助言指導数	96件	96件	96件
基幹相談支援センターによる 地域の相談機関との連携強化の取組の 実施回数	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる 個別事例の支援内容の検証の実施回数	12回	12回	12回

(2) 協議会の活性化

本市においては、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会、暮らし支援部会、こども支援部会、就労支援部会、地域移行支援部会及び重心・医ケア支援部会を設置し、具体的な事案等について協議を行っています。

今後とも、自立支援協議会や各部会において、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等や相談支援体制の充実を図ります。

さらに、各部会における研修等により、支援者の知識や支援技術の向上を図るほか、宮崎県障害者施策推進協議会や基幹相談支援センター等とも連携を行っています。



延岡市障がい者自立支援協議会組織図(R5.4.1時点)

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者とその家族が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

本市においても、障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行います。また、県や関係機関が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果の分析や関係自治体等との共有などを通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

	第7期目標		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (宮崎県等が実施する障害福祉サービスに係る研修への市職員の参加人数)	2 人	2 人	2 人
障害者自立審査支払等システムによる審査結果の共有	1 回	1 回	1 回

第4章 計画実施のための障害福祉サービス等の必要な量の見込み

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や推進のための取り組みを行うため、障害福祉サービス等の種類ごとに必要な量を見込みます。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

障がい者が地域で自立した生活をしていくためには必要不可欠なサービスであり、年々、利用実績が増加傾向にあります。指定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画により、必要なサービス量を把握し、適切なサービスの提供を行います。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間	3,441 時間	3,849 時間	4,042 時間	4,236 時間
実利用者数	162 人	179 人	188 人	196 人

(2) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度の障がいのある人について、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

毎年度の利用者数に増減はないものの、入所等から地域生活への移行が求められる中では重要なサービスです。利用者のニーズに対応していくために、サービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間	1,010 時間	1,013 時間	1,013 時間	1,013 時間
実利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人について、外出時において、当該対象者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他当該対象者が外出する際の必要な援助を行います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和4年度までの延利用者数や実績が伸びませんでした。新型コロナウイルスの収束を受けて、利用者数の増加が見込まれます。利用者が地域生活を行ううえで、必要なサービスであり、今後とも利用状況の把握を行い、サービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

また、指定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画により、必要なサービス量を把握し、適切なサービスの提供を行います。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間	888 時間	920 時間	943 時間	966 時間
実利用者数	38 人	40 人	41 人	42 人

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する者について、当該対象者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他当該対象者が行動する際の必要な援助を行います。

令和4年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、支給決定もない状態ですが、本サービスの対象となる障がいのある人が地域で生活していくために必要なサービスです。そのため、基幹相談支援センターや訪問系サービス提供事業所との協議・連携等により地域のニーズを把握し、ニーズに応じて社会資源の改善に努めます。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

令和4年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、支給決定もない状態ですが、本サービスの対象となる障がいのある人が地域で生活していくために必要なサービスです。そのため、基幹相談支援センターや訪問系サービス提供事業所との協議・連携等により地域のニーズを把握し、ニーズに応じて社会資源の改善に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障がい者について、日中において、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和4年度までの利用者数に大きな増減はないものの、障がい者の日中活動の場として重要なサービスであります。特に、強度行動障がいや医療的ケア等の支援が必要な障がい者の安心した地域生活への日中活動サービスとして必要不可欠であるため、利用者等の新たなニーズに対応できるよう今後ともサービス提供事業所との連携を図ります。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用日数	8,274 人日分	8,756 人日分	9,107 人日分	9,555 人日分
実利用者数	424 人	449 人	467 人	490 人

(2) 自立訓練（機能訓練）

一定の支援が必要な障がい者について、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行います。

令和4年度末時点では、市内にサービス提供事業所ない状況でしたが、令和5年6月に1か所開設されました。障がい者の身体機能の回復・維持において、必要なサービスであるため、今後も、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、関係施設や医療機関との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用日数	0 人日分	69 人日分	115 人日分	161 人日分
実利用者数	0 人	3 人	5 人	7 人

(3) 自立訓練（生活訓練）

一定の支援を必要とする障がい者について、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

令和4年度末時点で、サービス提供事業所は市内に2か所あります。障がい者の地域移行を支援するうえで重要なサービスであり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用日数	134 人日分	162 人日分	189 人日分	216 人日分
実利用者数	10 人	12 人	14 人	16 人

(4) 就労選択支援

一般就労や障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者と共同で作成した就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。令和6年度の総合支援法改正（令和7年10月施行）における新設のサービスであり、一般就労及び障がい福祉サービスの利用希望者等を勘案し、目標値を設定します。サービス提供事業所や関係機関等と効果的なサービス実施方法等を協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	- 人	- 人	33 人	33 人

(5) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者について、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

障がい者の就労を支援するために重要なサービスであり、今後も利用者数の増加が見込まれます。サービス提供事業所と効果的なサービス実施方法等を協議しながら、一般就労への移行が促進されるよう努めます。

	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	第 7 期目標		
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
延利用日数	485 人日分	627 人日分	698 人日分	770 人日分
実利用者数	27 人	35 人	39 人	43 人

(6) 就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な障がい者について、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス提供事業所は、市内に 4 か所あります。障がい者の就労を支援するために重要なサービスであり、今後も利用希望者の増加が見込まれます。サービス提供事業所数がまだまだ足りていない現状であり、障がい者の経済的自立や社会参加の促進を目指し、今後とも希望者のニーズに対応できるようサービス提供事業所や関係機関等と連携を図ります。

	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	第 7 期目標		
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
延利用日数	915 人日分	1,891 人日分	2,189 人日分	2,488 人日分
実利用者数	46 人	95 人	110 人	125 人

(7) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な障がい者について、雇用契約を結ばない形での就労や生産活動の機会を提供すると共に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス提供事業所は、市内に 17 か所あります。一般就労が困難な障がい者の就労の機会を確保するために重要なサービスであり、今後も利用者数の増加が見込まれます。利用者のニーズに応じたサービス提供ができるようサービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	第 7 期目標		
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
延利用日数	6,057 人日分	6,886 人日分	7,318 人日分	7,768 人日分
実利用者数	351 人	398 人	423 人	449 人

(8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

利用者が一般就労を続けていけるようサービス提供事業所や就労先の企業等との協議や連絡調整を行います。

	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	第 7 期目標		
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
実利用者数	4 人	8 人	10 人	12 人

(9) 療養介護

常時介護を要する障がい者について、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

毎年度の利用者数に増減はありません。令和4年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、利用を希望する障がい者については、市外の事業所を利用しています。そのため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう医療機関等との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	23 人	24 人	24 人	24 人

(10) 短期入所（福祉型）

居宅において介護を行う者の疾病、その他の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所を必要とする障がいのある人について、当該施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行います。

介護を行う者の高齢化に伴い、ニーズが増加しています。利用者支援のため、また、利用者の家族の負担を軽減するためにも重要なサービスであり、今後ともサービスの充実を図り、サービス提供事業所等と協力・連携しながら柔軟な対応ができるよう体制整備に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用日数	442 人日分	490 人日分	518 人日分	546 人日分
実利用者数	59 人	70 人	74 人	78 人

(11) 短期入所（医療型）

居宅において介護を行う者の疾病、その他の理由により、医療機関等に短期間の入所を必要とする医療的管理が必要な障がいのある人について、当該施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行います。

令和３年度に１床開設されたことにより、定期的な利用に繋がっています。しかし、サービス提供事業所数がまだまだ足りていない現状であり、今後とも、利用者のニーズに応じたサービス提供ができるよう、関係機関等との協議・連携等に努めます。

さらに、令和４年度から実施している「障がい児・者総合支援拠点整備検討事業」において市の取り組むべき課題としてあげられている「医療サービス提供の場の整備」の中で、医療的ケア児のショートステイ等の機能整備についても検討していきます。

	令和４年度 (2022年度) 実績	第７期目標		
		令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
延利用日数	9 人日分	12 人日分	12 人日分	15 人日分
実利用者数	3 人	4 人	4 人	5 人

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が賃貸住宅等で1人暮らしを始めた場合に、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活上の問題が発生していないか確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

利用者が地域で自立した生活をしていけるようサービス提供事業所との協議や連絡調整を行います。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	1人	3人	4人	5人

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者について、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等日常生活上の援助を行います。

障がい者が地域で自立した生活をしていくため、居住の場の確保は非常に重要であり、年々、サービス提供事業所数も増加しています。

特に、地域移行の推進に向けて、精神障がい者のほかに、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者などの重度障がい者についても利用者数の増加が見込まれるため、利用者のニーズ把握をするとともに、関係施設等と協議・連携しながらサービス提供体制の拡充に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	168人	195人	211人	228人

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がい者について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

市内のグループホーム等は増加してきたものの、入所者の地域移行はそれほど進んでいない現状です。今後は、施設への入所を必要とする障がい者に対し利用者のニーズを把握していく中で、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等に努めるとともに、地域生活への移行が可能な障がい者について積極的な移行を進めていきます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	198 人	194 人	191 人	188 人

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業者について、令和4年度末時点で、16か所の事業所を指定しています。障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、今後も計画相談支援の需要は増加していくことが見込まれます。基幹相談支援センターと協議しながら相談支援事業者の人材育成に努めるとともに、その他の関係機関との連携強化の取組等を行うことで、相談支援体制の充実に努め、提供サービスの質の向上に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	361 人	390 人	406 人	422 人

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

障害者支援施設及び精神科病院等から地域生活への移行が求められる中では重要なサービスです。利用者のニーズに対応していくために、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	3 人	3 人	4 人	5 人

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談その他必要な支援を行います。

ここ数年、利用者数がほぼ横ばいではありますが、障がい者の安定した地域生活を確保するために必要なサービスです。利用者のニーズに対応していくために、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	1 人	3 人	4 人	5 人

5. 障がい児通所支援・障がい児相談支援等

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

令和4年度末時点で、4か所の事業所でサービスの提供をしています。今後も多様化している障がい児の状態やその家庭の状況に対応するため、児童発達支援センターや基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所の支援内容の充実やスキルの向上、また他の関係機関との連携を含め、利用児の実情やニーズに沿った支援が行える体制の整備に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用日数	1,739 人日分	1,840 人日分	1,888 人日分	1,936 人日分
実利用者数	109 人	115 人	118 人	121 人

(2) 医療型児童発達支援

医療的管理下のもと日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援や治療を行います。

令和4年度末時点で、市内には利用できる医療機関等がなく、支給決定もない状態です。今後とも延岡市医療的ケア児等連絡会での協議、また、医療機関や関係機関等と連携を図りながら検討していきます。

(3) 放課後等デイサービス

生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

令和4年度末時点で、17か所の事業所でサービスの提供をしています。今後とも多様化している障がい児等やその家庭の状況への適切な支援のため、サービス提供事業所の支援の内容の充実やスキルの向上、また学校を含めた他の関係機関との連携や利用者の実情・ニーズに沿った一体的な支援が行えるよう体制整備に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用日数	4,262 人日分	4,543 人日分	4,866 人日分	5,205 人日分
実利用者数	276 人	295 人	316 人	338 人

(4) 保育所等訪問支援

障がい児等以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

令和4年度末時点で、2か所の事業所でサービスの提供をしています。今後とも訪問先の保育所等や学校との連携及び後方支援としての役割の一層の充実のため、サービスの周知や体制整備に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用日数	4 人日分	12 人日分	14 人日分	16 人日分
実利用者数	4 人	6 人	7 人	8 人

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により、外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

本市においては、令和4年度末時点で、市内には利用できる事業所がなく、支給決定もない状態ですが、同様の事業として独自に行っている、延岡市障がい児療育強化事業において、重度の障がい等で外出が困難な障がい児等に対して訪問療育を行っています。今後とも訪問療育のスキルや経験のある事業所と実施に向けて協力と連携を行い、サービスの提供の実現に努めます。

(6) 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児及びその家族の抱えるニーズや課題を把握し、その解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援事業者について、令和4年度末時点で、12か所の事業所でサービスの提供をしています。児童通所サービスの利用者数の増加に伴い、今後も障害児相談支援の需要は増加していくことが見込まれます。基幹相談支援センターと協議しながら相談支援事業者の人材育成に努めるとともに、その他の関係機関との連携強化の取組等を行うことで、相談支援体制の充実を図り、提供サービスの質の向上に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	156 人	198 人	219 人	240 人

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

人工呼吸器の装着及びその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援や総合的な調整を行います。

本市においては、令和5年度から児童発達支援センターにおいて、コーディネーターを3人配置しており、基幹相談支援センター等への配置を行う予定としています。今後とも、延岡市医療的ケア児等連絡会を中心に、コーディネーターの役割等について検討していきます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
コーディネーターの 配置人数	0 人	5 人	6 人	6 人

○障害福祉サービス等の必要な量の見込み一覧（再掲）

1. 訪問系サービス

種類	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	3,441 時間	3,849 時間	4,042 時間	4,236 時間
	162 人	179 人	188 人	196 人
重度訪問介護	1,010 時間	1,013 時間	1,013 時間	1,013 時間
	3 人	3 人	3 人	3 人
同行援護	888 時間	920 時間	943 時間	966 時間
	38 人	40 人	41 人	42 人

2. 日中活動系サービス

種類	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	8,274 人日分	8,856 人日分	9,107 人日分	9,555 人日分
	424 人	449 人	467 人	490 人
自立訓練 (機能訓練)	0 人日分	69 人日分	115 人日分	161 人日分
	0 人	3 人	5 人	7 人
自立訓練 (生活訓練)	134 人日分	162 人日分	189 人日分	216 人日分
	10 人	12 人	14 人	16 人
就労選択支援	- 人	- 人	33 人	33 人
就労移行支援	485 人日分	627 人日分	698 人日分	770 人日分
	27 人	35 人	39 人	43 人
就労継続支援A型	915 人日分	1,891 人日分	2,189 人日分	2,488 人日分
	46 人	95 人	110 人	125 人
就労継続支援B型	6,057 人日分	6,886 人日分	7,318 人日分	7,768 人日分
	351 人	398 人	423 人	449 人
就労定着支援	4 人	8 人	10 人	12 人
療養介護	23 人	24 人	24 人	24 人
短期入所（福祉型）	442 人日分	490 人日分	518 人日分	546 人日分
	59 人	70 人	74 人	78 人
短期入所（医療型）	9 人日分	12 人日分	12 人日分	15 人日分
	3 人	4 人	4 人	5 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

3. 居住系サービス

種類	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	1 人	3 人	4 人	5 人
共同生活援助	168 人	195 人	211 人	228 人
施設入所支援	198 人	194 人	191 人	188 人

4. 相談支援

種類	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	361 人	390 人	406 人	422 人
地域移行支援	3 人	3 人	4 人	5 人
地域定着支援	1 人	3 人	4 人	5 人

5. 障害児通所支援・障害児相談支援等

種類	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	1,739 人日分	1,840 人日分	1,888 人日分	1,936 人日分
	109 人	115 人	118 人	121 人
放課後等デイサービス	4,262 人日分	4,543 人日分	4,866 人日分	5,205 人日分
	276 人	295 人	316 人	338 人
保育所等訪問支援	4 人日分	12 人日分	14 人日分	16 人日分
	4 人	6 人	7 人	8 人
障害児相談支援	156 人	198 人	219 人	240 人
コーディネーターの 配置人数	- 人	5 人	6 人	6 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

第5章 計画実施のための地域生活支援事業等の必要な量の見込み

地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業等について、市内における障がいのある人のニーズを踏まえ、必要な量を見込みます。

1. 地域活動支援センター事業

(1) 地域活動支援センターⅠ型事業

在宅の障がいのある人について、サロン活動等、日中活動の場の提供や精神保健福祉士等の専門職員による相談支援、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化や調整を行います。また、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等を行います。

当該事業は、職員体制基準を満たし、実施可能な医療法人建悠会に委託し、「延岡市地域活動支援センターみなと」として開設しています。今後とも利用者のニーズに対応していくために、委託法人との協議・連携等に努めるとともに、専門的な相談支援を要する困難ケースへの対応やボランティアの育成等、事業の充実を図ります。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	147 人	163 人	163 人	163 人
延利用者数	6,251 人	7,449 人	7,449 人	7,449 人
相談件数	2,405 件	2,972 件	2,972 件	2,972 件

(2) 地域活動支援センターⅢ型事業

在宅の障がい者について、自立や社会参加を目的として、創作的活動・生産活動の機会・日中活動の場の提供等を行います。

市内には、芽ばかり作業所、延岡市もちの木福祉作業所の2か所の作業所があります。

日中活動系サービス事業所は増加しているものの、当該事業の利用者数はほぼ横ばいで推移しており、日中活動系サービスへの適応が難しい障がい者の日中活動の場として、重要なサービスです。今後とも利用状況の把握を行いながら、サービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	30 人	30 人	30 人	30 人
延利用者数	337 人	342 人	342 人	342 人

2. 成年後見制度利用事業

(1) 成年後見制度利用事業

成年後見等の利用が適当と判断されるが、申立を行う親族の不在等により利用が困難な知的障がい者及び精神障がい者について、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、市長による成年後見等の審判請求を行います。加えて、市長による成年後見等の審判請求を行った者のうち、経済的困窮により審判の申立費用を支弁することが困難な者に対しその費用の助成を行います。また、成年後見等を既に利用している被後見人等のうち、経済的困窮により成年後見人等に報酬を支払うことができない者に対し、報酬の全部又は一部を助成します。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行及び障害者権利条約の批准により、障がい者に対する権利擁護意識の高まりから、当該制度の周知が進み、利用者が年々増加しています。

今後とも市長による成年後見人等の審判請求を行うことにより、適切な財産管理や身上監護を通じて、障がい者の生命、身体、財産を保護していきます。また、成年後見人等に対する報酬の助成を行うことにより、成年後見人等の受任者確保を図ります。

	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	第 7 期目標		
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
申立て件数	7 件	8 件	8 件	8 件
報酬助成件数	14 件	15 件	15 件	15 件

3. 日常生活用具給付等事業

(1) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人について、日常生活を円滑に送るために必要な用具の給付を行うことで、障がいにより生じる日常生活上の負担の軽減を図ります。

今後とも利用者や用具の取扱業者と連携を図るとともに、他自治体の導入事例等を考慮しながら、用具の種類、適正価格の把握に努め、種目や基準額、耐用年数の見直し等について検討していきます。

	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	第 7 期目標		
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
給付件数	2,988 件	3,000 件	3,000 件	3,000 件

4. 盲人ホーム管理事業

(1) 盲人ホーム管理事業

あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障がい者のうち、自立や雇用されることが困難な者について、自立更生を図るため、必要な技術指導や生活相談を行います。

適切な事業運営が可能な一般財団法人延岡愛盲協会に委託して行います。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、延利用者数や実績が伸びませんでしたが、新型コロナウイルスの収束を受けて、利用者数の増加が見込まれます。

今後とも地域に根ざした視覚障がい者の拠点として、自立更生を支援していきます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
延利用者数	116 人	300 人	300 人	300 人

5. 移動支援事業

(1) 障がい者等移動支援事業

日常生活を営む上で外出が困難な在宅の障がいのある人について、移動支援従事者を派遣し、移動の支援及びその他当該対象者が外出する際の必要な支援を行います。

この事業は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託しており、令和4年度末時点で、11か所の事業所と契約しています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和4年度までの延利用者数や実績が伸びませんでしたが、新型コロナウイルスの収束を受けて、利用者数の増加が見込まれます。利用者が地域生活を行ううえで、必要なサービスであるため、今後とも利用状況の把握を行い、ニーズに応じたサービスが提供できるよう委託事業者との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間数	2,428 時間	2,888 時間	2,983 時間	3,069 時間
実利用者数	29 人	32 人	33 人	34 人
延利用者数	269 人	304 人	314 人	323 人

6. 身体障がい者訪問入浴サービス事業

(1) 身体障がい者訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がい者等について、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

この事業は、看護師又は准看護師による入浴サービスの提供が可能な社会福祉法人、民間事業者に委託しており、令和4年度末時点で、1か所の事業所と契約しています。

障害福祉サービスが充実し、重度の身体障がい者等が入浴する設備を備えた事業所が開設され、通所により入浴を行う者が増加したこと及び利用者の一部が介護保険へ移行したことにより、利用実績はほぼ横ばいとなっています。しかし、事業所への通所や自宅内の入浴設備を用いての入浴が困難となった場合等において、本サービスの利用が必要不可欠となります。今後とも利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	6 人	5 人	5 人	5 人
延利用者数	628 人	540 人	540 人	540 人

7. 日中一時支援事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者のある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、当該対象者に、日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

この事業は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託しており、令和4年度末時点で、40か所の事業所と契約をしています。

毎年度の登録者数は増加傾向にあり、利用者の支援や家族の負担を軽減するうえで重要なサービスであるため、今後とも利用状況の把握を行い、ニーズに応じたサービスが提供できるよう委託事業者との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	243 人	253 人	258 人	263 人
延利用者数	1,459 人	1,519 人	1,549 人	1,579 人

8. 意思疎通支援事業

(1) 手話奉仕員派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障がい者について、手話奉仕員又は要約筆記奉仕員を派遣し、日常生活上のコミュニケーション支援及び交流活動の促進を図ります。

延岡市聴覚障害者協会に委託し、奉仕員の派遣を行っています。今後とも聴覚障がい者等の社会参加を促進するため、委託先と連携し、奉仕員の確保や広報活動の充実を図り、利用促進に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間数	500 時間	600 時間	600 時間	600 時間
実利用者数	27 人	32 人	32 人	32 人
延利用者数	279 人	335 人	335 人	335 人

(2) 障がい者コミュニケーション手段理解促進事業

令和2年7月に「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」が施行されたことに伴い、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用促進を図ります。

延岡市聴覚障害者協会に委託し、手話等の普及や利用促進を図ろうとする企業・学校・団体等が実施する勉強会や講演会等に手話通訳者等の派遣を行うことや、多様なコミュニケーション手段の理解促進を図るため、広報活動の充実を図り、利用促進に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間数	284 時間	307 時間	307 時間	307 時間
利用回数	87 回	94 回	94 回	94 回

9. 社会参加促進事業

(1) 手話奉仕員養成事業

聴覚障がい者等について、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することで、コミュニケーション支援や自立生活の促進を図ります。

令和4年度より、県の一括代行実施から各市町村実施への変更となりました。県より委託を受けていた延岡市聴覚障害者協会に引き続き委託して行います。

今後とも委託法人と連携し、聴覚障がい者等のコミュニケーション支援、交流活動の促進を図ります。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認定者数	21 人	25 人	25 人	25 人
参加者数	30 人	36 人	36 人	36 人

(2) 点字・声の広報発行事業

視覚障がい者等について、「広報のべおか」や国民年金等の各種制度の案内の点訳文書や音訳テープの製作を行い、日常生活上の情報提供支援を行います。

事業を実施可能な一般財団法人延岡愛盲協会に委託して行います。

今後とも利用者ニーズに応じたサービス提供ができるよう委託法人との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
発行部数	1,028 件	1,100 件	1,100 件	1,100 件

(3) 点訳・音訳奉仕員養成研修

視覚障がい者等について、点訳奉仕員又は音訳奉仕員を養成することで、コミュニケーション支援や交流活動の促進を図ります。

事業を実施可能な一般財団法人延岡愛盲協会に委託して行います。

今後とも委託法人と連携し、視覚障がい者等のコミュニケーション支援、交流活動の促進を図ります。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
点訳認定者数	6 人	15 人	16 人	17 人
参加者数	13 人	15 人	16 人	17 人
音訳認定者数	5 人	10 人	11 人	12 人
参加者数	5 人	10 人	11 人	12 人

(4) 重度身体障がい者移動支援事業

日常生活を営むうえで外出が困難な在宅の身体障がい者等について、移動支援従事者を派遣し、リフト付き乗用車による移動の支援を行います。

令和4年度までは、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会に委託していましたが、運転手（ボランティア）の高齢化等に伴い、事業継続が困難となりました。令和5年度からは、運転手を専従で雇用し、安定した事業継続を行うことが実施可能な社会福祉法人高和会に委託して行います。

利用者が地域生活を行ううえで、必要なサービスであり、今後ともサービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間数	180 時間	248 時間	248 時間	248 時間
実利用者数	14 人	20 人	20 人	20 人
延利用者数	60 人	80 人	80 人	80 人

○地域生活支援事業等の必要な量の見込み一覧(再掲)

		令和4年度 (2022年度) 実績	第7期目標		
			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センターⅠ型事業	実利用者数	147 人	163 人	163 人	163 人
	延利用者数	6,251 人	7,449 人	7,449 人	7,449 人
	延相談件数	2,405 件	2,972 件	2,972 件	2,972 件
地域活動支援センターⅢ型事業	実利用者数	30 人	30 人	30 人	30 人
	延利用者数	337 人	342 人	342 人	342 人
成年後見制度利用事業	申立て件数	7 件	8 件	8 件	8 件
	報酬助成件数	14 件	15 件	15 件	15 件
日常生活用具給付等事業	給付件数	2,988 件	3,000 件	3,000 件	3,000 件
盲人ホーム管理事業	実利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
	延利用者数	116 人	300 人	300 人	300 人
障がい者等移動支援事業	延利用時間数	2,428 時間	2,888 時間	2,983 時間	3,069 時間
	実利用者数	29 人	32 人	33 人	34 人
	延利用者数	269 人	304 人	314 人	323 人
身体障がい者訪問入浴サービス事業	実利用者数	6 人	5 人	5 人	5 人
	延利用者数	628 人	540 人	540 人	540 人
日中一時支援事業	実利用者数	243 人	253 人	258 人	263 人
	延利用者数	1,459 人	1,519 人	1,549 人	1,579 人
手話奉仕員派遣事業、 要約筆記奉仕員派遣事業	延利用時間数	500 時間	600 時間	600 時間	600 時間
	実利用者数	27 人	32 人	32 人	32 人
	延利用者数	279 人	335 人	335 人	335 人
障がい者コミュニケーション 手段理解促進事業	延利用時間数	284 時間	307 時間	307 時間	307 時間
	利用回数	87 回	94 回	94 回	94 回
手話奉仕員養成事業	認定者数	21 人	25 人	25 人	25 人
	参加者数	30 人	36 人	36 人	36 人
点字・声の広報発行事業	発行部数	1,028 件	1,100 件	1,100 件	1,100 件
点訳・音訳奉仕員養成研修	点訳認定者数	6 人	15 人	16 人	17 人
	参加者数	13 人	15 人	16 人	17 人
	朗読認定者数	5 人	10 人	11 人	12 人
	参加者数	5 人	10 人	11 人	12 人
重度身体障がい者移動支援事業	延利用時間数	180 時間	248 時間	248 時間	248 時間
	実利用者数	14 人	20 人	20 人	20 人
	延利用者数	60 人	80 人	80 人	80 人

第6章 関連施策と本市の取組

1. 障がい者等に対する虐待の防止

(1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

国の基本指針において、市町村は、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めることが示されています。

そのため、本市においては、相談支援事業者が継続サービス利用支援（モニタリング）により居宅・施設等を訪問し障がい者等やその家族の状況等を把握することが可能であることから、相談支援事業者に対して、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について、実地指導や集団指導により周知を図ります。

また、障害福祉サービス提供事業者が障がい者等の身体状況等を把握することが可能であることから、サービス提供事業者に対して、サービス提供の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性並びにサービス提供事業所内における虐待を未然に防ぐための体制構築等について、継続的に指導・助言を行います。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障がい者等の保護及び自立の支援を図るため、今後、一時保護のために必要な居室の確保に努めます。

併せて、虐待を受けた障がい者等の安全を確保するため、施設入所支援及び短期入所のサービスを提供する事業者と、一時保護のために必要な居室の調整を行います。

(3) 権利擁護の取組

平成24年10月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されて以降、障がい者の権利擁護に対する意識も高まってきており、障がい者虐待に関する周知が進んでいます。

本市においては、成年後見制度の利用促進や権利擁護を支援する中核機関として「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置しており、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の普及啓発や関係機関との連携を進めています。

また、成年後見人等の受任者が不足している現状において、後見人の安定的確保の観点からも、法人後見の環境整備を併せて図ります。

今後とも共生社会の実現に向け、より一層の周知を図るとともに、成年後見制度や日常生活支援事業等を活用しながら障がい者がその人らしく生きることのできる社会の構築を推進します。

2. 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術活動及び文化活動は、障がいのある人にとって重要な社会活動の一つであり、障がいのある人の生きがいを創出するとともに、自立と社会参加の促進につながります。

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月 13 日に施行されました。

本市においては、全国障害者芸術・文化祭みやざき大会のプログラムとして、令和 3 年 9 月に開催した「延 J O Y パラ・アート展」を契機に、令和 4 年度から「延岡パラ・アート作品展」を開催しています。

今後とも芸術文化活動を行う障がいのある人の人材育成や活動支援を行うため、関係機関等と連携して、芸術文化活動の振興を通じた障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の普及振興について、宮崎県障がい者スポーツ大会への参加や宮崎県障がい者スポーツ教室等の体験活動を通じて、障がい者の健康と体力の増進に努め、令和 9 年度に宮崎県で開催される「全国障害者スポーツ大会」に向けた機運醸成を図ります。

さらに、障がいのある市民の芸術文化スポーツ活動に対する関心を高めることで、芸術・文化・スポーツを通じて、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

3. 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がいのある人が地域社会で生活していくためには、それぞれの障がいの特性に応じて、情報を取得・利用しやすい環境を整備することが求められています。

本市においては、令和 2 年 7 月に施行された「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」に基づき、手話等の勉強会や講演会等への手話通訳者等の派遣、延岡市ホームページ等の作成にあたっては、障がいのある人や高齢者等の利用に配慮した、誰にでも分かり易い情報提供に努めていき、障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及や利用促進を図ります。

4. 障がいを理由とする差別の解消の推進

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

この法律では、行政機関及び事業者が事業を行うに当たり、障がい者に対する不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、障がい者から社会の中にある障壁を取り除くための何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、負担が重すぎない範囲で合理的な配慮を提供することが義務づけられており、令和 3 年度には、これまで努力義務であった民間事業者による合理的配慮の提供についても義務化となっております。

宮崎県では、義足や人工関節を使用している人や、内部障がいの人や難病の人などの援助や配慮を必要していることが外見からは分からない人々が、周囲の人々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得られやすくする「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を作成して、その普及に取り組んでいます。

また、宮崎県は、車椅子など使用のため車の乗降の際にドアを広く開ける必要がある人や歩行困難などのため建物に近い位置に駐車する必要がある人の駐車スペースを利用できるよう「おもいやり駐車場制度」を推進しています。

本市においては、令和元年 10 月に「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行し、基本理念である差別の解消や人権が尊重されるまちづくりに向けた取り組みを行っています。

障がいを理由とする差別に関する相談等について、自立支援協議会と相談事例の解決や発生防止に向けた情報の共有・協議を行いながら、差別の解消の推進に努めます。



ヘルプマーク

5. 障害福祉サービス等及び障がい児支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

近年、台風等による災害発生により、障害者支援施設等へ被害を受けることがあります。障がいのある人やその家族が、安心して地域で生活するためには、日ごろから本人やその家族、及び障がい者支援事業所が防災対策を行うことが大切です。また、自ら避難することが困難である要支援者の避難等を円滑に行うためにはそれぞれの特性に応じた避難支援が必要であり、現在、個別避難計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

本市においては、防災訓練の実施などを通じた防災知識の普及や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、障がい者支援事業所を含めた消防・警察・福祉の関係機関や地域の自主防災組織との連携を図ることで、障がいのある人が安全に暮らしていけるよう地域を中心とした支援体制づくりに努めます。

さらに、障がい者支援事業所を利用する障がい者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、相談支援専門員やサービス管理責任者等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がい者等への支援に従事できるような支援体制づくりを目指します。

6. 連携体制の構築

地域において効果的な施策の展開を図るためには、障がいのある人や障がい者が原因で不登校や引きこもりなどの問題を抱えている人の地域における生活の悩みに耳を傾け、寄り添うことのできる窓口において、その実態を把握し、必要な支援に応じて、施策を実施することが求められています。

本市の「なんでも総合相談センター」においては、医療・介護・福祉と子育て・教育の2つの分野を中心に各種相談にワンストップで対応し、相談者に寄り添った切れ目のない支援を行っています。

また、「なんでも総合相談センター」内には、民間団体等が無償で使えるスペースを設置し、行政と民間団体等が効果的な連携体制を構築しながら相談対応を行っています。さらに、相談内容が専門的な知識が必要な場合については、様々な分野の専門家集団であるワークライフコンサルティング（通称 WOLI）と連携し、相談に応じています。

今後も、「なんでも総合相談センター」を中核とした、障がいのある人の悩みを把握し、地域において安心して暮らせるよう、切れ目のない障がいのある人に寄り添った支援を行う重層的支援体制の整備に取り組めます。

7. 「障がい者雇用倍増」への取組

障がいのある人が自立して地域の中で生活していくためには、就労によって生活に必要な収入を得ることが必要です。

そのため、本市においては、障害福祉サービスでの就労継続支援A型や就労継続支援B型等の福祉的支援を受けながら働く福祉的就労に限らず一般企業や官公庁等で働く一般就労も含めた障がい者雇用の推進に向けて、令和4年7月に、全国でも先進的に障がい者雇用や就労支援の取組を実施している自治体である「神奈川県鎌倉市」「岡山県総社市」との連携協定を締結しました。また、その皮切りとして、同じく7月に「延岡市ワークステーション」を設置しております。今後、ワークステーションを運営する中で把握することができた障がい者の就労定着に向けた具体的な課題やその対応策などについて、一般企業等に対し積極的に情報を提供しながら障がい者の雇用の推進につなげていきます。

さらに、令和5年度から就労機会の拡大や安定雇用を推進する「障がい者雇用倍増実現事業」を開始し、さまざまな市独自の補助事業や国（ハローワーク）との緊密な連携による雇用増を図ってきていますが、さらに、令和4年6月時点では、一般就労及び福祉的就労を合わせて約600人の障がい者雇用に留まっている状況でしたが、一般企業等の人材不足の解消や障がい者雇用率の段階的な引き上げなど、障がい者が活躍できる機会は多くありますので、本計画における目標値として、令和9年3月末までに、障がい者雇用1,200人の倍増実現を目指した取組を行っていきます。

今後とも、県や他自治体、ハローワークなどの関係機関と情報交換を行いながら、障がい者の雇用機会の促進に向けた取組の推進し、障がい者の経済的自立や社会参加の促進を図ります。

8. 「親なき後の問題」への対応に向けた取組

障がいのある人の多くは、様々な場面で家族からの支援を受けて生活していますが、家族からの支援を受けられない状況に陥った時にどのように生活していけば良いのかという「親なき後の問題」が非常に切実な課題となります。

そのため、令和3年度に、総務省の外郭団体である(一財)地方自治研究機構との共同調査研究として「親なき後の暮らし支援策」に関する検討をスタートし、有識者による委員会やアンケート・ヒアリング調査等を行い、今後の本市の進めるべき対策のあり方についての検討を行いました。

調査研究によって、困りごとの詳細な把握や本市の現状や課題の整理を行うことができ、報告書では、地域生活支援拠点の基本5機能に加え、本市独自機能の「就労支援」「医療」の整備に向けた方向性が示されました。

令和4年度からは、支援策の具体化に向けて、わかあゆ支援学校跡地(延岡市松山町)を利活用した「障がい児・者総合支援拠点等の整備可能性調査」について取り組んでいます。

本調査では、『「衣・医・食・職・住」ごちゃまぜでつながる安心創造拠点』をコンセプトに掲げており、ただ単に障がいのある人の支援を行う拠点ではなく、広く地域とのつながりの受け皿になるような拠点整備を目指しています。令和4年度の報告書では、グループホーム等の障がい者の生活の場、IT等も含めた就労訓練や働く場、スポーツや農業を行う場、当事者や支援者が交流する場、医療サービス提供の場など、多種多様な課題の解決にあたって、総合支援拠点の整備可能性が見出されました。

令和5年度は、様々な「場」の整備に向けた5つの会議を設けて、学識経験者や地元有識者等にご参画いただき、検討を行っております。

今後とも課題や当事者ニーズの把握に努め、継続して検討を行い、障がいのある人やその家族が安心して生活ができる「親なき後の暮らし支援策」の具体化に向けた取組を進めていきます。

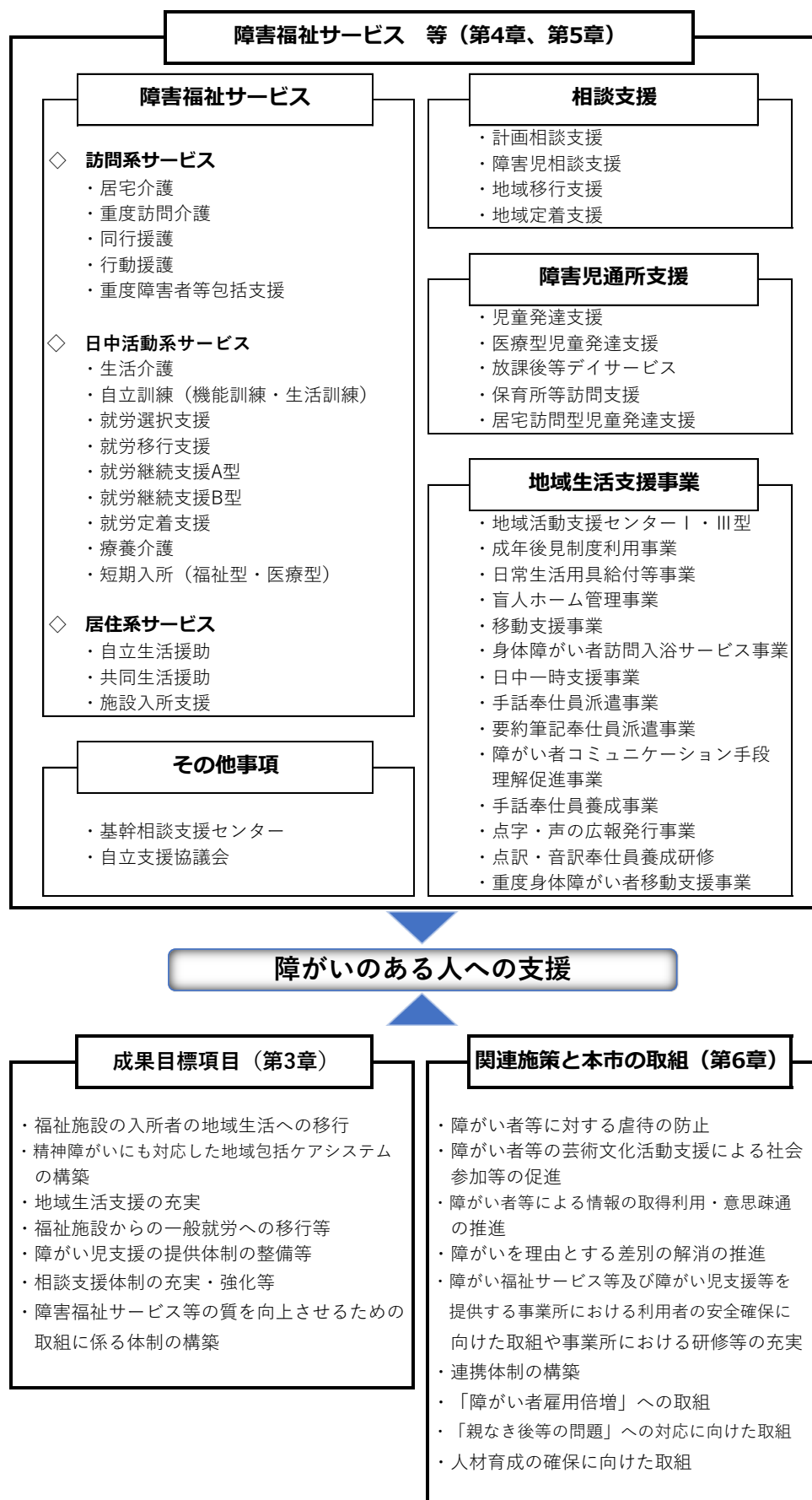


9. 人材の育成・確保に向けた取組

障害福祉サービス等の利用のニーズは年々増加しておりますが、それを支援する専門職の人材が不足しているため、障がいのある人が真に必要な障害福祉サービス等の提供に結びつかない場合があるなど、その確保・養成が喫緊の課題となっております。

本市では、令和6年度から「障がい福祉分野人材確保支援事業」を開始し、相談支援専門員やサービス管理責任者などの専門職養成のための各種研修の費用を助成することで、受講者の負担軽減を図り、専門職人材の確保・養成によって支援体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

1. 障がい福祉サービス等の体系図



2. 用語解説

- **基幹相談支援センター**

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等の取組を行う。

- **共生社会**

様々な人々が、全て分け隔てなく暮らしていくことができる社会。障がいのある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなく、共にそれぞれが支えあい、様々な人々の能力が発揮される活力ある社会のこと。

- **主任相談支援専門員**

地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、平成 30 年に創設された資格。相談支援専門員養成に関する実習時に、実習生への助言や指導を行うほか、利用者の要望・苦情に対する解決への取組、相談支援体制の強化と地域づくりの推進役及び適切なサービス等利用計画作成のための現場での実地教育などの役割を担っている。

- **手話奉仕員**

聴覚障がい者の生活を理解して、日常会話程度の手話表現技術を習得している支援者。

- **サービス管理責任者**

心身に障がいのある人の生活環境や特性に応じた支援を提供できるよう、提供するサービス品質の管理や関係機関との調整、支援員への指導やアドバイスを行う職種。障害者総合支援法により、障害福祉サービス事業所の利用者数に応じて、決められた人数のサービス管理責任者を配置することが定められている。

- **自立支援協議会**

障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、相談支援体制の整備をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を検討していくため、関係機関、関係団体等により構成された協議会。

- **障がい児療育強化事業**

心身に障がいがある児童又は発達が気になる児童やその保護者に対し、地域での在宅生活支援、早期療育、療育技術の習得を目的として、通園等により日常生活上の基本的動作や集団活動への適応訓練などを実施する事業。

- **障害福祉サービス事業所**

障害者総合支援法第5条に定められた障害福祉サービス事業を行う事業所。事業所指定は都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長）が行う。

- **成年後見制度**

知的障がい者、精神障がい者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

- **相談支援専門員**

障がいのある人の相談・支援を行い、障がい者及びその家族と関係機関、サービス事業所等を繋ぐ立場にある職種で、利用者が適切な支援を受けることができるようサポートする役割を持つ。

- **テレワーク**

ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

- **特定相談支援事業者**

障がいのある人等から相談に応じ、サービス事業者等の関係機関との連絡調整や必要な支援を提供するほか、障がいのある人等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

- **延岡市医療的ケア児等連絡会**

延岡市に居住する気管切開後のたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい者・児やその家族が、地域において必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための連絡会。

- **延岡パラ・アート作品展**

令和5年から開始した障がいのある人による芸術文化活動の推進に向けた作品展。市内の通所作業所や介護支援事業所、特別支援学校などの利用者等から出品された絵画や書、写真や貼り絵等の作品を展示する。

- **避難行動要支援者**

災害対策基本法において定義され、重度の障がい者、高齢者、乳幼児等のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人」をいう。

- ヘルプマーク

外見からは分からない内部障がいや精神障がい、知的障がいの人で援助を必要としている人に交付しているマーク。

- 要約筆記奉仕員

手話取得の困難な中途失聴者及び難聴者の日常生活上のコミュニケーション支援のため、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳を行う支援者。

- ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯の各期。

3. 計画策定の経過

年 月 日	活 動 内 容
令和5年 7月	施設入所支援、共同生活援助事業対象のニーズ調査 (宮崎県障がい福祉課実施)
11月9日	市内就労系サービス事業所へのアンケート調査 (福祉施設からの一般就労の実績についての調査)
12月6日	第1回延岡市障がい者プラン懇話会 (計画案に対する質疑及び協議)
令和6年 2月1日	意見募集(パブリックコメント)の実施(2月21日まで)
2月27日	第2回延岡市障がい者プラン懇話会 (計画案に対する最終確認)
3月	第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定

4. 延岡市障がい者プラン懇話会規則

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定する延岡市障がい者プラン及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき策定する延岡市障がい福祉計画に広く意見を反映させるため、延岡市障がい者プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関して識見を有する者
- (2) 関係行政機関に所属する者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から5年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月14日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

5. 延岡市障がい者プラン懇話会委員名簿

団体・所属機関等	職 名	氏 名
一般社団法人延岡市医師会	会 長	佐 藤 信 博
九 州 保 健 福 祉 大 学	社 会 福 祉 学 部 准 教 授	黒 須 依 子
延 岡 公 共 職 業 安 定 所	所 長	押 川 博 之
宮崎県北部福祉こどもセンター	こども福祉課長	杉 本 拓 郎
宮 崎 県 延 岡 保 健 所	健康づくり課長	松 尾 祐 子
宮崎県立延岡しろやま支援学校	校 長	出 水 悌 二
社会福祉法人延岡市社会福祉協議会	事 務 局 次 長	○ 川 島 登
延岡市民生委員児童委員協議会	障がい者福祉部 会 長	中 川 高 夫
のべおか障害者就業・生活支援センター	セ ン タ ー 長	塩 見 享 之
延岡市障がい者自立支援協議会	会 長	◎ 甲 斐 由 美 子
延岡市障害者団体連絡協議会	相 談 役	本 村 隆 房
特 定 非 営 利 活 動 法 人 延 岡 市 ボ ラ ン テ ィ ア 協 会	副会長兼事務局長	山 内 文 代
難 病 支 援 者		俵 純 子
ピアサポートさくらの会	代 表	坂 元 三 澄
宮崎LD・発達障がい親の会「フレンド」	会 長	猪 股 重 子
旭 化 成 ア ビ リ テ ィ	総 務 課 長	田 口 知 枝

(◎会長 ○副会長)

「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。



○電車・バスの中で、席をお譲りください。

○駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

○災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

○外見では障がい者と判断できなくても、多目的トイレの
利用が必要な方がいます。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

延岡市 健康福祉部 障がい福祉課

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7059 FAX 0982-21-0203

E-mail syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp